

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。  
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和7年11月25日

大阪府知事 吉村 洋文

1 大規模小売店舗の所在地及び名称

大東市新田西町110番1

（仮称） オークー大東新田西町店

2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日

令和7年6月20日（令和7年大阪府告示第821号）

3 大東市の意見の概要

- (1) 歩行者等への安全対策を徹底すること。
- (2) 騒音源になる施設の配置や荷さばき等の作業時間帯について、周辺の生活環境に悪影響を与えることがないよう配慮するとともに、従業員への周知等を徹底すること。
- (3) 廃棄物保管施設について、必要な容量を確保し適正に管理するとともに、収集車の駐車方法に配慮し、安全の確保に努めること。
- (4) 一般廃棄物の処理については、市に申し込みを行うこと。

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年11月25日から同年12月25日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

大東市谷川一丁目1番1号

大東市産業・文化部産業経済室